

ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応工事等

狛江市

みんなにやさしい生活空間づくり

推進事業補助金

対象施設

以下のいずれかの条件にあてはまる市内の施設

- ①共同住宅（共有部分の改修）
- ②延床面積が200㎡未満の、医療施設、店舗、飲食店など、不特定多数の方が使用する施設

補助金額

※補助上限があります。

※1,000円未満の端数は切捨てとなります。

A：補助上限50万円（経費1/2）

狛江市福祉基本条例施行規則の別表第3（共同住宅以外）または第4（共同住宅）に掲げる整備項目のいずれかのうち、すべての福祉環境整備基準に適合させるために行う新設・改修工事

B：補助上限10万円（経費1/2）

既存建築物の利便性の向上を図ることを目的とした簡易に設置できる設備工事

対象事業

※工事内容によって補助上限金額が異なりますので、事前にご相談ください。

- 1 出入口、廊下、階段、通路などの段差解消、手すりの設置、床の滑り防止または点字ブロックの設置工事
- 2 通路または開口部の幅の拡張工事
- 3 洋式便器などへのトイレ取替工事、トイレの円滑な利用を促進するための工事

✓ [改修工事]

共同住宅の駐車場にある段差をなくし、車いす利用者や高齢者など誰もが円滑に移動できるようなユニバーサルデザインに対応する改修を行った。

✓ [和式トイレを洋式トイレに改修する工事]

貸スペースの和式トイレを洋式トイレに改修し、子どもや高齢者など多数の方が使いやすいようにした。

✓ [簡易に設置できる設備工事]

共同住宅で、住民が利用する階段に手すりを設置した。

お申込み・お問合せ

狛江市 福祉保健部 福祉政策課

☎ 03-3430-1111 (内線2231)

狛江市のHPはこちら



手続きの流れについて

電話相談・事前相談

工事内容が補助対象となるか等の確認を行います。

申請書の提出

添付書類：案内図、計画図、現況写真、
工事見積書、所有者の工事承諾書（自己
所有の建築物でない場合）等

補助金の交付決定後、整備工事着手

市からの通知を受けてから工事に着手してください。

工事完了後、実績報告書の提出

添付書類：完了の写真、領収書等
注意 完了の日から30日以内または申請年度
の3月末開庁日までに提出してください。

補助金の確定通知

交付請求書の提出

補助金交付